平成29年度 尼崎市立中央中学校 いじめ防止基本方針

1 (基本理念)

いじめは、全ての生徒に関する問題である。いじめの防止等(いじめ防止、いじめの早期発見及びいじめ への対処をいう。以下同じ。)の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むこと ができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければな らない。

また、いじめの防止等の対策は、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめがいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

なお、平成29年度より、いじめに対する取り組みについて、学校評価の項目に位置づけ、評価・点検を 必要に応じ図っていくものとする。

2 (定義)

この方針において「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が本校に在籍する等、一定の人的関係にある 他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であ って、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 (理解)

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。さらに、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

4 (学校の責務)

学校は、基本理念にのっとり、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

5 (学校におけるいじめの未然防止)

学校では、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめ防止に 資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

○具体的対策

道徳教育の年間指導計画の作成

トライやる・ウイークの実施

オープンスクールの実施

生徒会活動の推進・支援

部活動の推進・支援

行事(体育大会・文化祭・校外学習・修学旅行等)への取組の推進・支援

家庭に対して、子どもにスマートフォン等を持たせる際の、保護者の責務を周知する。(フィルタリングの利用や家庭のルールづくり等)

○具体的対策

家庭訪問や懇談会でリーフレットの配布や注意喚起

関係機関との連携による講演会の実施

学校評議委員会・PTA・生徒との情報交換の推進

6 (いじめの早期発見のための措置)

学校は、いじめを早期に発見するため、生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。

○具体的対策

定期的な教育相談時の調査票の作成、実態の把握と情報共有

朝の挨拶運動での生徒観察

家庭訪問での保護者との情報交換

小中学校連携による児童生徒の情報共有

学校は、生徒及びその保護者並びに教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。

○具体的対策

懇談会の実施

教育相談

SCの相談体制

7 (いじめに対する措置)

学校の教職員は、生徒等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われると きは、適切な措置をとる。

学校は、生徒や保護者・地域等から通報を受けたとき、その他在籍している生徒がいじめを受けていると 思われるときは、速やかに、当該生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、 その結果を教育委員会に報告する。

8 (教職員の資質の向上)

学校は、教職員に対し、いじめの防止のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。

○具体的対策

長期休業中等における教職員の研修の参加

SCを講師とした研修の実施(いじめ未然防止プログラムの活用等)

9 (いじめ防止等のための組織)

学校は、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめ防止等の対策を中心とした情報共有を図る組織を置く。

○具体的対策(尼崎市立中央中学校いじめ防止対応チーム)

組織編成(校長・教頭・全体生徒指導・各学年生徒指導・全体不登校担当・各学年不登校担当・養護 教諭)

状況に応じて外部機関も含めて必要な人材を加える(例 SC・SSW等)

10 (重大事態への対処)

学校は、いじめにより在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときには、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、教育委員会又は学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

学校は、調査を行う場合において、調査及び情報提供について必要な指導及び支援を、教育委員会から得る。